

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年7月13日(火) 午前9時30分
  2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
  3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり  
太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美  
藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正  
大 森 茂 利 久 山 英 之  
  
欠席委員  
由 喜 門 尊
  4. 議事に参与した者  
事務局長 服部 博昭  
事務局 青木 潔  
事務局 坂本 隆也
  5. 議事内容  
報告事項 農地法許可に係る専決処分について  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)
- そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。コロナウイルスのワクチン接種も少しずつ浸透してきております。しかしながら、まだまだ注意が必要です。皆様もお体には十分に気をつけてお過ごしください。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、由喜門委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに尾上委員、出射委員、よろしくお願ひします。  
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1～2頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和3年度瀬戸内市農業委員会第3回総会で転用許可と議決されました、下記案件について岡山県農業会議へ諮問したところ、承諾を得ましたので、6月28日付けで許可しておりますことを報告したのとなっております。  
続きまして、議案資料の3頁目をご覧ください。令和2年度瀬戸内市農業委員会第12回総会で転用許可と議決されました、下記案件についてですが、都市計画法に基づく開発案件となっていましたので、令和3年6月30日付けで、岡山県知事より開発許可が下りたので同日付で許可しておりますことを報告したのとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。  
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。  
続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。



家族数は5名、耕作者数は3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでおり、高齢者でもあり管理自体できないため、譲受人へ渡すことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

### 【3番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井2606」。登記、現況地目はいずれ「畑」。面積は235㎡。譲受人の農地までの距離は20m。耕作面積は3,439㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えてはいないが、農地法施行令第2条第3項第3号の特例に該当する。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人・譲渡人所有土地について今後の管理を楽に行うための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1755」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は641㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は5,995㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人・譲渡人所有土地について今後の管理を楽に行うための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農

業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【5番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上2290-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,201㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は40,487㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、以前より譲受人の父が利用権設定していた土地について子供が引き継いで耕作を行う所有権移転。なお、事務局と担当委員の安木委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【6番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師519-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,157㎡。「長船町土師571-1」。登記、現況地目は

いずれも「畑」。面積は668㎡。譲受人の農地までの距離は150m。耕作面積は3,755㎡となっております。家族数は5名、耕作者数は4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人の耕作範囲拡張のための所有権移転。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【7番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。  
譲渡人「大阪府枚方市津田東町■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」農地の所在地は「長船町福岡1269-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は388㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は25,280㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。



辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事務局 1・2番案件についてご説明します。先月の案件と同じく、譲渡人である■■■さんは現在東京に在住で、年齢も高齢となったことから、今後市内にもどり耕作を行う予定もないとのこと。そのため、各譲受人と相談した結果、今後耕作・管理をしてくださるということで話がまとまりましたので申請に至りました。各案件とも特に問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3・4番案件について、お願いします。

事務局 3・4番案件についてご説明します。現在、■■■さんが所有している畑は進入路が狭く、農機具等の搬入が困難となっております。そのため、■■■さんがこの農地を取得すれば、自身の農地を通して耕作が可能となります。また、■■■さんが取得する■■■さんの農地の周辺所有者は■■■さんとなっているため、■■■さんの農地を取得することにより■■■さんの管理も楽になるとのことです。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件についてお願いします。

事務局 5番案件についてご説明します。以前より譲受人の父と利用権設定を結び、家族で耕作を行ってきたが、父が死亡したことをきっかけに、息子である■■■さんへ土地を渡すこととなりました。特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について、お願いします。

事務局 6番案件についてご説明します。譲受人が耕作範囲を拡張するために譲渡人と交渉した結果話がまとまりました。特に問題は無いと思います。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番案件について、お願いします。

事務局 7番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは県外に居住しており、今後も市内に帰って耕作を行う予定はないため、譲受人の■■■さんに渡すということで話がまとまりました。特に問題はありません。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、8番案件について、お願いします。

事務局 8番案件についてご説明します。以前より利用権設定を譲受人の父と結んでおり、この度、息子である譲受人へ渡すこととなりました。継続的に耕作を行っていることから特に問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から8番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料5頁目をご覧ください。

#### 【1番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原1151-9」。地目は「田」。面積は297㎡。転用目的は「自己住宅」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、借入金が■■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料7ページをご覧ください。邑久浄化センターより南東へ約550mところに位置しております。

#### 【2番案件】

譲受人「長船町土師594番地1 建設業 楽家建築工房株式会社 代表取締役 丹鋏 孝之」。譲渡人「長船町福里■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福里60-6」。地目は「田」。面積は243㎡。転用目的は「露天資材置き場」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料8ページをご覧ください。



それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第5条許可申請について、1番案件から3番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料6頁目をご覧ください。

**【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。8月の通常総会については8月11日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。9月の通常総会につきましては、9月14日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。  
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度7月の総会を閉会とさせていただきます。  
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年7月13日

議 長

署名委員

署名委員